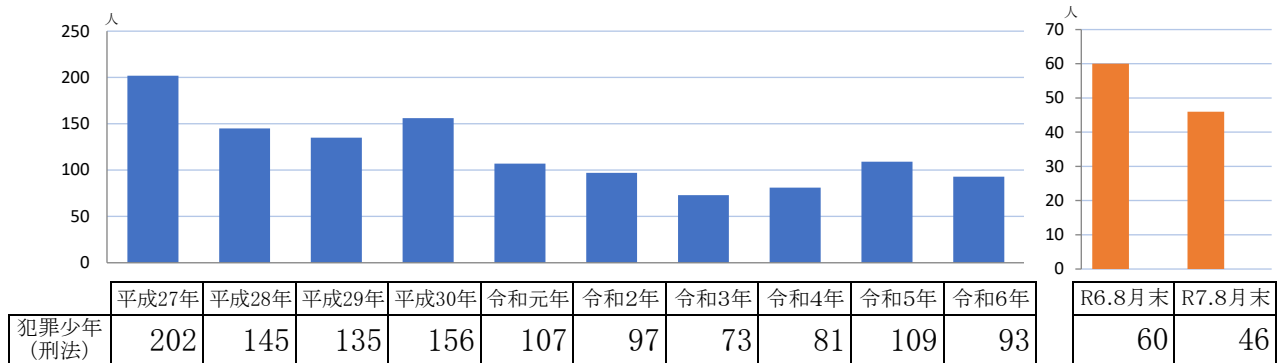


令和7年8月末現在の少年非行の概況

生活安全部 人身安全少年課

1 犯罪少年(刑法)の推移



2 令和7年8月末の少年補導概況

(1) 非行少年等の概況

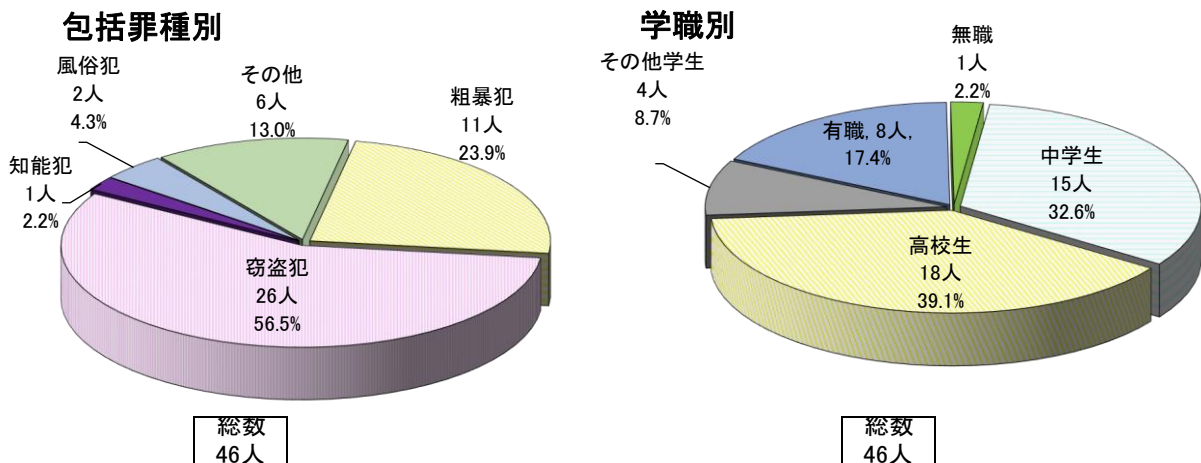
区分 / 年	R6.8月末	R7.8月末	増減数	増減率
犯罪少年	71	57	△ 14	△ 19.7
刑法	60	46	△ 14	△ 23.3
特別法	11	11		
触法少年	42	40	△ 2	△ 4.8
刑法	35	37	2	5.7
特別法	7	3	△ 4	△ 57.1
ぐ犯少年	7	5	△ 2	△ 28.6
不良行為少年	253	258	5	2.0

※非行少年等・・・犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、不良行為少年を含めた総称。

※ぐ犯少年・・・少年の性格、行状等からみて、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れるおそれのある少年をいう。

※不良行為少年・・・非行少年には該当しないが、飲酒・喫煙・家出等自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

(2) 犯罪少年(刑法)の罪種別・学職別割合



※ 円グラフは、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳数値の合計が100%にならない場合があります。

※ この統計資料は令和7年8月末現在の暫定値です。